

消費生活センター相談のご案内



Q1.消費生活センターって、どんなところ？

A1. 消費生活センターは、商品やサービスを購入して不満を持ったり被害にあたりし消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、解決のための助言や事業者との交渉（あっせん）、情報提供などを行う機関です。伊勢市消費生活センターは伊勢市が運営しています。電話で相談を受け付けていますが、来所での面談も行っています。

Q2.どんなことを相談できるの？

A2. 消費生活センターでは、

- 悪質商法による被害
- 訪問販売などの事業者との契約トラブル
- 産地の偽装や虚偽の広告など不適切な表示に関する事業者とのトラブル
- 安全性を欠く製品や、エステティックサービスによる身体への被害
- 借金が増えすぎて返せない
- 契約する前にわからないことを聞きたい



など、消費生活に関する様々な相談や苦情を受け付けています。

Q3.どこに相談できるの？

A3. 伊勢市在住・在勤の方は、伊勢市消費生活センターに相談できます。

伊勢市在住・在勤以外の方は、お住まいの自治体または勤務先の自治体に相談窓口がありますので、ご利用ください。三重県在住・在勤の方は、三重県消費生活センターでも相談できます。

【注意】同じ内容の相談を、県と市など複数の消費生活センターで受けることはできません。

〔相談するときにあるとよいもの〕

契約書や保証書、製品の型番・取扱説明書・パンフレット、ホームページやメールを印刷したものなどの客観的な資料があると、相談員が問題点を把握し解決方法を考えるのに役立ちます。トラブル発生までの出来事を時系列にまとめたメモなども用意すると良いでしょう。

消費生活センターでは、相談員が相談者に代わって問題を解決するわけではありません。

相談者と一緒を考えながら、解決方法を探っていきます。

大切なのは1人で悩まず、すぐに相談することです。相談は『無料』です。

安心して、消費生活センターを気軽に利用してください。